

アフタースクール事業 運営業務委託に関する質問と回答

No.	関係書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	1	2 事業の概要 (1)実施場所	今回、募集されている学校で、千葉市社会福祉協議会以外の事業者が運営する子どもルームが設置されているところがありますか。	新規開設10校のうち、瑞穂小学校の子どもルームのみ、千葉市社会福祉協議会以外の事業者が受託しています。それ以外の学校の子どものルームは、千葉市社会福祉協議会が受託しています。
2	募集要項	1	2 事業の概要 (1)実施場所	受託の上限の考え方は、同一事業者は更新以外の学校で5校までということでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	5	8 応募書類の受付・選定方法 (5)選定方法	プレゼンの参加者の人数の制限などはありますでしょうか。提案書は選定委員の手元にあるという認識でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの参加者は6名までとします。また、提案資料についてはお見込みのとおりです。
4	募集要項	7	10 業務委託料	委託金額の事業規模が小さくなっている印象を受けたのですが、何か要因があるのでしょうか。	最新の児童数を基に利用児童数を見込んでいるため、従来よりも事業規模（支援単位数）を縮小したケースもあります。なお、今後、児童数の変動により支援単位数に影響が出るような状況になった場合は、契約を見直す可能性もあります。
5	募集要項	7	10 業務委託料	処遇改善事業はアフタースクールの全てのスタッフが対象となるのでしょうか。	全てのスタッフが処遇改善の対象となりますが、放課後児童健全育成事業従事者のみが国の補助対象であるため、市からの補助額は、全アフタースクールにおける登録児童の保護者就労率（共働き家庭等の割合）を乗じた額となります。 例）保護者就労率80%、常勤職員の場合の改善額/月 … 9,000円×80%=7,200円
6	仕様書	1	5 開所日及び開所時間	土曜日の開所時間について、児童が全員帰宅した場合、19時より前に閉所することは可能でしょうか。	それ以降に登所する児童がいないことを確認した場合、午後5時以降であれば閉所して差支えありません。国が定めたルールに基づき、本市が昼の部の終了時刻と定めている午後5時までは、児童が全員帰宅した場合でも開所している必要があります。
7	仕様書	3	6 委託業務の内容 (2)居場所の提供 ア	夜の部では入所者の審査が必要と思われませんが、審査は受託者が行うのでしょうか。	いずれのアフタースクールも、夜間の部に関しても、希望するすべての児童を受け入れることが可能と考えていますので、いわゆる利用調整の必要が生じることは想定していません。仮にその必要が生じた場合は、委託者が実施します。
8	仕様書	3	6 委託業務の内容 (2)居場所の提供 ウ	ギガタブを用いた宿題及び自主学習が可能な体制について、学校で使用するアプリなどを開示していただくことは可能でしょうか。	現在、Wi-Fi環境の整備とともに、児童がASでギガタブを使用する際のルールについても検討しています。受託事業者が決定した後、必要に応じてギガタブの仕様や使用方法等についてお示ししていきます。
9	仕様書	3	6 委託業務の内容 (2)居場所の提供 ウ	ギガタブのためのWi-Fi環境に、事業者の職員が接続してもよいでしょうか。	基本的に児童がギガタブを使用するために整備するものであるため、現時点では、職員の使用は不可とする予定です。今後、使用ルールと併せて検討していきます。
10	仕様書	3	6 委託業務の内容 (2)居場所の提供 ウ	Wi-Fi 環境が整備している施設においては、児童のギガタブ学習体制を整えることとありますが、環境が整備している施設の一覧をご教示ください。	現時点では、若松小、横戸小、緑町小及び生浜西小の4か所については令和6年度中、それ以外の12校については令和5年度中にWi-Fi環境を整備することを想定しています。
11	仕様書	3	6 委託業務の内容 (3)体験プログラムの提供	体験プログラムについては昼の部の提供、居場所は昼と夜の部の提供でよいでしょうか。また、委託料の上限額は消費税が含まれていませんが、見積書には課税部分をどう記載すればよろしいでしょうか。	体験プログラムと居場所の提供の考え方はお見込みのとおりです。見積書には消費税を含まない金額を記載してください。

No.	関係書類	頁	項目	質問	回答
12	仕様書	3	6 委託業務の内容 (3) 体験プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日に、体験プログラムを入れる必要はあるのでしょうか。 ・放課後子ども教室のコーディネーターとの連携はどのようにとっていくのでしょうか。 ・体験プログラムのボランティアや地域先生はどのように見つけるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6(3)ウに記載のとおり、体験プログラムは原則として月曜日から金曜日に実施していただくこととしています。 ・放課後子ども教室のコーディネーター等がアフタースクール導入後も児童との関わりを持ち続けることを希望される場合は、各校の実情に応じて、市が受託事業者との橋渡しを行いますので、ご協力いただく必要があります。 ・体験プログラムへの地域人材の参画を得る方法については、各事業者においてご検討いただき、ご提案ください。なお、市ボランティアセンターや公民館との連携、好事例の共有など、市としてもお手伝いしています。
13	仕様書	5	6 委託業務の内容 (6) おやつ提供	おやつ代は2,000円を徴収することとなっていますが、物価高で対応が難しい場合、見直しはあるのでしょうか。	今後、社会情勢の変化により検討の余地はありますが、現時点では見直しの予定はありません。
14	仕様書	5	6 委託業務の内容 (7) 昼食の提供 ア	仕出し弁当の実費徴収や注文は、運営事業者を通さず、仕出し弁当事業者と直接のやり取りも可能でしょうか。	保護者の同意が得られれば、実費徴収や注文について、受託者が紹介する仕出し弁当事業者と保護者が直接やり取りをすることも可能です。
15	仕様書	10	8 各受託施設における体制 (2) 地域連携担当職員の選任	地域連携担当職員については、常勤・非常勤等の定めや、職員要件などの規定はないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。仕様書に記載の役割を確実に果たすことができるよう、資質・経歴や雇用条件をご検討ください。
16	仕様書	11	8 各受託施設における体制 (3) 支援員等の配置 ア	常勤の支援員の配置を求められていますが、常勤職員の定義は、時給・月給の違いでしょうか。	時給・月給の違いは関係なく、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員は、これを常勤職員とみなすことができます。
17	仕様書	11	8 各受託施設における体制 (3) 支援員等の配置 イ	障害のある児童の受入について、障害児の加配の基準は障害者手帳を所持しているなど、どの程度のものでしょうか。	具体的な加配の基準は設けておらず、各アフタースクールで必要と判断されれば加配していただくこととしています。なお、加配に必要な費用は委託料に含まれています。
18	仕様書	11	8 各受託施設における体制 (4) 人員の確保等 ウ	アフタースクールに移行する千葉県社会福祉協議会が運営を受託している子どもルームにおいて、現在ご勤務されている職員数と支援員の人数を教えてください。	各子どもルームに勤務する支援員及び補助員の人数は公表していませんが、生涯学習振興課放課後子ども対策班にお問合せいただければ、個別にお知らせすることは可能です。
19	仕様書	11	8 各受託施設における体制 (4) 人員の確保等 ウ	アフタースクールに移行する千葉県社会福祉協議会が運営を受託している子どもルーム勤務者における、雇用条件等（時給・昇給の考え方、常勤職員の賃金への考え方、賞与の有無など）を教えてください。	千葉県社会福祉協議会のホームページ（ https://chiba-shakyo.jp/ ）に掲載されている指導員・補助指導員の募集案内にてご確認ください。
20	仕様書	12	14 費用負担 (7)(8)	光熱水費、及び事業系一般廃棄物について、子どもルーム単独施設（敷地内・外）については、事業者負担となっていますが、委託者の支払いという認識でよろしいでしょうか。	・14(7)(8)に記載のとおり、原則として、光熱水費は委託者が負担し、事業系一般廃棄物のうち可燃ごみの処分に係る費用は委託者の負担、それ以外の廃棄物の処分に係る費用は受託者の負担となります。

No.	関係書類	頁	項目	質問	回答																																							
21	別紙1			土曜日の各施設の利用児童数、長期休業の利用数を平日・土日含めご教示ください。	現時点で取りまとめが可能な施設（契約更新6校のアフタースクール）の、1日あたりの平均利用者数(令和4年度実績に基づく)は以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1288 183 1854 446"> <thead> <tr> <th rowspan="2">小学校名</th> <th colspan="2">長期休業期間外</th> <th colspan="2">長期休業期間中</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土曜日</th> <th>平日</th> <th>土曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日ヶ丘</td> <td>73.0人</td> <td>9.0人</td> <td>53.2人</td> <td>6.8人</td> </tr> <tr> <td>あやめ台</td> <td>33.6人</td> <td>6.5人</td> <td>25.6人</td> <td>4.8人</td> </tr> <tr> <td>大宮</td> <td>45.3人</td> <td>8.0人</td> <td>25.8人</td> <td>6.1人</td> </tr> <tr> <td>千城台わかば</td> <td>58.5人</td> <td>4.1人</td> <td>44.5人</td> <td>4.1人</td> </tr> <tr> <td>千城台みらい</td> <td>57.5人</td> <td>10.1人</td> <td>38.1人</td> <td>7.4人</td> </tr> <tr> <td>真砂第五</td> <td>24.0人</td> <td>6.0人</td> <td>19.5人</td> <td>3.6人</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	長期休業期間外		長期休業期間中		平日	土曜日	平日	土曜日	朝日ヶ丘	73.0人	9.0人	53.2人	6.8人	あやめ台	33.6人	6.5人	25.6人	4.8人	大宮	45.3人	8.0人	25.8人	6.1人	千城台わかば	58.5人	4.1人	44.5人	4.1人	千城台みらい	57.5人	10.1人	38.1人	7.4人	真砂第五	24.0人	6.0人	19.5人	3.6人
小学校名	長期休業期間外		長期休業期間中																																									
	平日	土曜日	平日	土曜日																																								
朝日ヶ丘	73.0人	9.0人	53.2人	6.8人																																								
あやめ台	33.6人	6.5人	25.6人	4.8人																																								
大宮	45.3人	8.0人	25.8人	6.1人																																								
千城台わかば	58.5人	4.1人	44.5人	4.1人																																								
千城台みらい	57.5人	10.1人	38.1人	7.4人																																								
真砂第五	24.0人	6.0人	19.5人	3.6人																																								
22	様式		第5号 提案書	「1 業務実施の基本方針（A4用紙2枚以内）」というようにA4用紙の枚数の指定がございますがA4用紙につきましては片面1枚また両面1枚のどちらのご想定なのかご教授いただけたらと思います。	A4用紙2枚以内と記載されている場合は、片面2枚を想定しています。「枚」を「ページ」と読み替えていただくとわかりやすいかと思います。なお、提案書の製本については、両面印刷で対応いただいても結構です。																																							
23	様式		第6号 見積書	放課後児童健全育成事業に該当しない児童の按分の考え方は。	契約更新校は各アフタースクールの登録児童の保護者就労率で按分し、新規校は全アフタースクールにおける登録児童の保護者就労率（共働き家庭等の割合）の平均値で按分します。（いずれも令和5年4月の登録情報に基づく）																																							